

## 児童発達支援センターの人員基準及び設備基準（重症心身障害児・難聴児除く）

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上	-
		児童指導員及び保育士	○単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員：1人以上 ○保育士：1人以上	機能訓練担当職員の数を含めることができる
		児童発達支援管理責任者	1人以上	-
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）	児童指導員及び保育士の総数を含めることができる
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務と兼務可）		
設備基準	指導訓練室	○定員：おおむね10人 ○障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上		
	遊戯室	障害児1人当たりの床面積：1.65㎡以上		
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む		
	相談室	-		
	便所	-		
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合		
	その他	○児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ○専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること（支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可）		